



佐賀県公報

平成18年
5月19日
(金曜日)
第12755号

目次

規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則 (六五・建築住宅課) 一

告示

○石油ガス販売事業者の認定取消 (三五一・消防防災課) 三

○特定計量器の定期検査 (三五二・くらしの安全安心課) 三

○佐賀県企業立地促進特区の区域の指定 (三五三・新産業課) 三

○道路区域の変更 (三五四・道路課) 三

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証 (県民協働課) 四

○土地改良区役員の就退任届 (農地整備課) 四

○ " " " " (" ") 五

○土地改良区の定款変更 (" ") 五

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 五

○随意契約の相手方等の公示 (総務法制課) 六

議会事項

○公印の登録抹消 (公告) 六

○公印の登録 (") 六

○ " " " " (") 六

監査委員事項

◎佐賀県監査委員事務局職員記章に関する規程の一部改正 (訓令・一) 七

公安委員会事項

○警備員指導教育責任者講習の実施 (公告) 七

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習の実施 (") 八

公布された規則のあらまし

○佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則(規則第六五号)

1 規則の題名を佐賀県建築計画概要書等閲覧規則に改めることとした。(題名関係)

2 建築基準法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第一条、第二条、第六条及び別記様式関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

◎佐賀県規則第六十五号

佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部を改正する規則

佐賀県建築計画概要書閲覧規則(昭和四十八年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県建築計画概要書等閲覧規則

第一条中「建築計画概要書」の下に、「築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書」を加える。

第二条の見出し中「計画概要書」を「概要書」に改め、同条中「計画概要書」を「概要書」に、「建築物」を「建築物等」に改める。

第六条第一項中「建築計画概要書閲覧申請書」を「概要書閲覧申請書」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

概要書閲覧申請書

下記のとおり
 建築計画
 築造計画
 定期調査報告
 定期検査報告
 建築基準法令による処分等の
 全体計画

概要書の閲覧を申請します。

記

<p>閲覧を要する建築物の 建築主の住所・氏名</p>	
<p>閲覧理由</p>	
<p>備考</p>	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第三百五十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第一項第一号の二の規定により告示する。

平成十八年五月十九日

佐賀県知事 古 川 康

(一) 事業者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

上場農業協同組合

唐津市鎮西町岩野二百六十九番地一

代表理事組合長 中山 丈一

(二) 認定取消年月日

平成十八年五月十二日

●佐賀県告示第三百五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所での次のおり行う。

平成十八年五月十九日

佐賀県知事 古 川 康

検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
------	----------------	-------	------	------

鹿島市	非自動はかり、 分銅及びおもり	平成一八年七月 二十八日（金）	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	古枝公民館
		〃	一三・三〇から 一五・三〇まで	能古見ふれあい楽習館
		平成一八年七月 三十一日（月）	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	七浦公民館
		〃	一三・三〇から 一五・三〇まで	浜公民館
		平成一八年八月 一日（火）	一〇・三〇から 一五・三〇まで	鹿島市民会館

●佐賀県告示第三百五十三号

佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成十七年佐賀県条例第四十二号）第三條第一項の規定により、次のおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

平成十八年五月十九日

佐賀県知事 古 川 康

鹿島市	区 域	指定年月日
		平成一八年五月八日

●佐賀県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年五月十九日から平成十八年六月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路 区 域		変更前 の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 相知唐津浜 玉線	唐津市相知町千束字太郎丸一四	唐津市相知町千束字太郎丸一七	後	一六・六 、 一〇・五	七〇八・〇
	唐津市相知町千束字太郎丸一四 七三番二地先から 唐津市相知町千束字太郎丸一七 一一番一地先まで	唐津市相知町千束字太郎丸一七 唐津市相知町千束字太郎丸一七 一一番一地先まで	前	一二・八 、 五・五	七〇六・五

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年7月3日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年5月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 こだま
 - (2) 代表者の氏名 野中智恵美
 - (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県嬉野市嬉野町大字古田甲1316番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者及び子ども等支援を必要とする人々に対し、住み慣れた地域で、その人らしく尊厳を持って生活が送れるよう支援を行い、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、塩田東部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年5月19日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理 事	織田 菊男	嬉野市塩田町大字五町甲2968番地	平成18年3月31日退任
"	峰松 功	" " " 3481番地	"
"	宮崎 作美	" " " 2925番地	"
"	小笠原昭一	" " " 3195番地	"
"	北村 正文	" " " 1111番地の1	"
"	成富榮之助	" " " 大字真崎1522番地	"
"	犬尾 敦弘	" " " 大字谷所乙4072番地2	"
"	伊東 次雄	" " " 3279番	"
"	石井 幸雄	" " " 2523番地1	"
"	馬場 利夫	" " " 1572番地	"
"	深村 繁雄	" " " 大字真崎916番地1	"
"	小笠原松次	" " " 大字谷所甲1071番地	"
"	白濱 重憲	" " " 大字真崎148番地	"
"	杉光 克己	" " " 大字久間甲4158番地	"
監 事	深村 義信	" " " 大字真崎1151番地	"

"	國政 三郎	"	"	大字谷所乙2222番地	"	"
"	北 利治	"	"	大字五町田甲2945番地	"	"
理事	織田 菊男	"	"	2968番地	平成18年4月1日就任	"
"	峰松 功	"	"	3481番地	"	"
"	北 利治	"	"	2945番地	"	"
"	堀越 靖由	"	"	3202番地	"	"
"	大島 栄吉	"	"	418番地	"	"
"	吉村 真澄	"	"	大字真崎1425番地	"	"
"	白濱 重憲	"	"	148番地	"	"
"	深村 繁雄	"	"	916番地1	"	"
"	江口 紀弘	"	"	大字谷所乙3943番地2	"	"
"	大久保 豪	"	"	3296番地2	"	"
"	西村 重俊	"	"	2337番地	"	"
"	小笠原松次	"	"	大字谷所甲1071番地	"	"
"	馬場 利夫	"	"	大字谷所乙1572番地	"	"
"	谷口大一郎	"	"	嬉野町大字下宿甲4243番地3	"	"
監事	深村 義信	"	"	塩田町大字真崎1151番地	"	"
"	森山 孝行	"	"	大字五町田甲2958番地	"	"
"	石井 俊治	"	"	大字谷所乙1786番地1	"	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大浦地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年5月19日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住 所	就退任年月日
理事	古賀 利雄	藤津郡太良町大字大浦己276番地の36	平成18年3月31日退任
"	川下 末男	" 大字大浦丙265番地1	"
"	堀口 安弘	" 1151番地の7	"

"	山田 公徳	"	"	大字糸岐3425番地	"	"
"	高園 眞	佐賀市大和町大字川上3552番地	"	"	"	"
"	土井 廣明	藤津郡太良町大字大浦丙1217番地34	"	"	"	"
監事	松本 正生	"	"	1443番地1	"	"
"	土橋 君博	"	"	大字大浦丁1364番地	"	"
理事	生部 英治	佐賀市大和町大字川上4206番地	平成18年4月1日就任	"	"	"
"	木下 義英	藤津郡太良町大字大浦丙509番地	"	"	"	"
"	峰下 勝征	"	"	大字多良4533番地1	"	"
"	秀島 克博	"	"	大字大浦己571番地	"	"
"	山本 武夫	"	"	1147番地85	"	"
監事	松本 正生	"	"	大字大浦丙1443番地1	"	"
"	土橋 君博	"	"	大字大浦丁1364番地	"	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年5月11日晴田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年5月19日

佐賀県知事 古 川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年5月19日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	唐津市山本字神田1737番1	平成18年5月8日	6.03	52.97

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成18年5月19日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部総務法制課長 土屋清史

1 特定役務の名称及び数量

インターネット利用による行財政情報サービス一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

佐賀県経営支援本部総務法制課

佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社時事通信社 代表取締役社長 若林 清造

(2) 住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号

5 随意契約に係る契約金額

34,116,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号による。

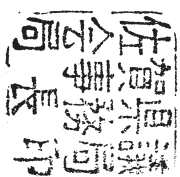
○ 議公事項

次の公印は、平成18年5月7日限りでその登録を抹消しました。

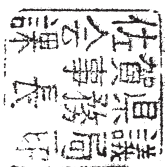
平成18年5月19日

佐賀県議会

議長 原 口 義 己



事務局長印



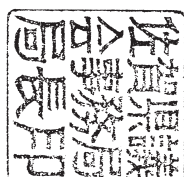
課長印

次の公印は、平成18年5月8日をもって登録しました。

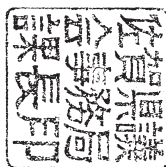
平成18年5月19日

佐賀県議会

議長 原 口 義 己



事務局長印



課長印

次の公印は、平成18年5月8日をもって登録しました。

平成18年5月19日

佐賀県議会

議長 原 口 義 己



室長印



室印

○ 監査委員事項

●佐賀県監査委員訓令第一号

監査委員事務局

佐賀県監査委員事務局職員記章に関する規程(昭和五十一年佐賀県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十九日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

第二条中「人事課」を「職員課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○ 公安委員会事項

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施します。

平成18年5月19日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

1 講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

(2) 期日

平成18年6月19日(月曜日)から平成18年6月23日(金曜日)までの5

日間(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

2 実施場所

ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)

3 受講対象者

講習は、受講申込日において次のいずれかに該当する者を対象として行います。

- (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

4 受講定員

10人(予定。先着順とする。)

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成18年5月24日(水曜日)から平成18年5月31日(水曜日)までの午前8時30分から午後5時まで。(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 申込先

<p>住所が又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所が及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課） なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書 1通</p> <p>イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面1通</p> <p>ロ 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書</p> <p>(イ) 前記3の(2)に該当する者は、1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ロ) 前記3の(3)に該当する者は、2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>(ハ) 前記3の(4)に該当する者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面</p> <p> a 旧1級検定に合格した者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p> b 旧2級検定に合格した者は、旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、38,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託</p> <p>この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に</p>	<p>委託して行います。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。</p> <p>警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条の警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年5月19日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 特例措置講習に係る警備業務の区分及び期日</p> <p>(1) 特例措置講習に係る警備業務の区分 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する警備業務</p> <p>(2) 期日 平成18年6月22日（木曜日）及び平成18年6月23日（金曜日）の2日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）</p> <p>2 実施場所 ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）</p> <p>3 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」と</p>
---	---

<p>いう。)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であって、現に特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として佐賀県内の営業所において選任されているもの</p> <p>4 受講定員 30人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成18年5月25日(木曜日)から平成18年5月31日(水曜日)までの午前8時30分から午後5時まで。(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 申込先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書 1通</p> <p>イ 旧資格者証の写し 1枚</p> <p>ウ 警備員指導教育責任者として選任されているものであることを陳明する書面(改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合はその写し) 1部</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、14,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に</p>	<p>委託して行います。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代 表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話 代表0952-22-0954)に問い合わせてください。</p>
---	---

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年五月十九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷